



鳥取県公報

平成 30 年 6 月 1 日 (金)
第 9 0 0 6 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 告 示 平成30年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき許可をすべき面積の限度
(382) (森林づくり推進課) 2
基本測量の実施 (383) (県土総務課) 3
指定障害児通所支援事業者の指定 (384) (中部総合事務所福祉保健局) 3
- ◇ 病院局告 口頭による開示請求ができる個人情報の一部改正 (1) (総務課) 3
示
- ◇ 議会告示 鳥取県議会情報公開条例の運用状況 (2) (議事・法務政策課) 4
- ◇ 公 告 平成30年度鳥取県警察官採用試験 (警察官 A) の実施 (人事委員会事務局任用課) 5
平成30年度鳥取県警察官採用試験 (警察官 B) の実施 (〃) 7
平成30年度鳥取県職員採用試験 (高校卒業程度、短大卒業程度) の実施 (〃) 9
警備員指導教育責任者講習の実施 (警察本部生活環境課) 13

告 示

鳥取県告示第382号

森林法施行令（昭和26年政令第276号）第4条の2第3項の規定により、保安林の平成30年度における皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

平成30年6月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

同一の単位とされる保安林			皆伐面積の限度 (ヘクタール)
指定目的	単位区域名	所在場所	
水源の涵養	鳥取地区	鳥取市（平成16年11月1日市町村合併前の用瀬町及び佐治村の区域を除く。）及び岩美郡	924.66
	八頭地区	鳥取市（平成16年11月1日市町村合併前の用瀬町及び佐治村の区域に限る。）及び八頭郡	2,910.88
	倉吉地区	倉吉市及び東伯郡	1,779.16
	米子地区	米子市、西伯郡及び日野郡江府町	806.23
	日野地区	日野郡日南町及び日野町	1,696.30
土砂の流出の 防備	鳥取	鳥取市	182.68
	米子	米子市	0.24
	倉吉	倉吉市	61.38
	岩美	岩美郡岩美町	101.66
	若桜	八頭郡若桜町	16.10
	智頭	八頭郡智頭町	15.26
	八頭	八頭郡八頭町	21.64
	三朝	東伯郡三朝町	52.98
	湯梨浜	東伯郡湯梨浜町	27.75
	琴浦	東伯郡琴浦町	51.03
	北栄	東伯郡北栄町	0.14
	大山	西伯郡大山町	51.74
	南部	西伯郡南部町	7.16
	伯耆	西伯郡伯耆町	14.30
	日南	日野郡日南町	4.18
	日野	日野郡日野町	16.82
	江府	日野郡江府町	4.56
	干害の防備	高路	鳥取市高路
赤波		鳥取市用瀬町赤波	1.56
水谷		鳥取市鹿野町水谷	0.96
本宮		米子市淀江町本宮	1.08
志津		倉吉市志津	0.30
栗尾		倉吉市栗尾	1.82
大原		倉吉市大原	0.68
長谷		岩美郡岩美町大字長谷	4.16
喜才谷山		八頭郡八頭町船岡殿字喜才谷山	0.40
明見谷東平		八頭郡八頭町船岡殿字明見谷東平	0.44

	池ノ内下平	八頭郡八頭町水口字池ノ内下平	0.96
	槻 下	東伯郡琴浦町大字槻下	0.10
	金 屋	東伯郡琴浦町大字金屋	0.68
	杉 地	東伯郡琴浦町大字杉地	0.66
	大 谷	東伯郡北栄町大谷	1.48
	孝 霊 山	西伯郡大山町宮内、坊領、赤松字門野及び長田字孝霊山	14.42
	法 勝 寺	西伯郡南部町法勝寺	0.44
	大 谷 奥	西伯郡南部町伐株字大谷奥	0.08
公衆の保健	東 部 地 区	鳥取市、岩美郡及び八頭郡	91.52
	中 部 地 区	倉吉市及び東伯郡	34.36
	西 部 地 区	米子市、西伯郡及び日野郡	8.32

鳥取県告示第383号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により告示する。

平成30年6月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 基本測量（成果不整合地域における基準点改測、水準測量）
- 2 作業期間 平成30年7月1日から平成31年1月31日まで
- 3 作業地域
 - (1) 成果不整合地域における基準点改測
八頭郡八頭町
 - (2) 水準測量
鳥取市、倉吉市、岩美郡岩美町並びに東伯郡湯梨浜町、琴浦町及び北栄町

鳥取県告示第384号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の25の規定により次のとおり告示する。

平成30年6月1日

鳥取県中部総合事務所長 広 田 一 恭

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害児通所支援事業を行う事業所の名称	指定に係る障害児通所支援事業を行う事業所の所在地	障害児通所支援事業の種類	指定年月日
株式会社ユニケアさかの	東京都渋谷区本町一丁目18-11	こころのデイケア虹の森	倉吉市八屋203-7	放課後等デイサービス	平成30年6月1日

病 院 局 告 示

鳥取県病院局告示第1号

平成11年鳥取県病院局告示第2号（口頭による開示請求ができる個人情報について）の一部を次のように改正し、平成30年6月1日から施行する。

平成18年鳥取県病院局告示第3号（口頭による開示請求を行うことができる個人情報について）は、平成30年5月31日限り廃止する。

平成30年6月1日

鳥取県営病院事業管理者 中 林 宏 敬

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
<p>口頭による開示請求を行うことができる個人情報</p> <p>鳥取県個人情報保護条例（平成11年鳥取県条例第3号）第19条第1項の規定に基づき、口頭による開示請求を行うことができる個人情報を定めたので、鳥取県個人情報保護条例施行規則（平成11年鳥取県規則第63号）<u>第13条</u>の規定により次のとおり告示する。</p>				<p>口頭による開示請求ができる個人情報</p> <p>鳥取県個人情報保護条例（平成11年<u>3月</u>鳥取県条例第3号）第19条第1項の規定に基づき、口頭による開示請求ができる個人情報を定めたので、鳥取県個人情報保護条例施行規則（平成11年<u>9月</u>鳥取県規則第63号）<u>第10条</u>の規定により次のとおり告示する。</p>			
口頭による開示請求を行うことができる個人情報取扱事務の名称	開示する個人情報の内容	開示請求を行うことができる期間	開示請求を行うことができる場所	口頭による開示請求ができる個人情報取扱事務の名称	開示する個人情報の内容	開示請求ができる期間	開示請求ができる場所
職員採用選考試験（看護師）	試験種目ごとの得点及び合計得点並びに順位	試験結果の通知日から1月間	病院局総務課	職員採用選考試験（看護師）	試験種目ごとの得点及び合計得点並びに順位	試験結果の通知日から1月間	病院局総務課
職員採用選考試験（医療技術職）	〃	〃	〃				
非常勤職員採用試験	〃	〃	当該試験を実施した課又は病院				
				<p>なお、試験種目ごとの得点及び合計得点は、試験種目ごとの得点及び合計得点をそれぞれ100点満点に換算した得点によるものとする。</p>			

議 会 告 示

鳥取県議会告示第2号

鳥取県議会情報公開条例（平成12年鳥取県条例第59号）第32条の規定により、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間の同条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成30年6月1日

鳥取県議会議長 稲 田 寿 久

1 公文書開示請求の件数及び処理状況

件 数	処 理 状 況						
	全部開示	一部開示	非開示	開示請求拒否	不存在	取下げ	処理中
7 件	1 件	6 件					

2 審査請求の件数及び処理状況

該当なし

公 告

職員の任用に関する規則（昭和27年鳥取県人事委員会規則第11号）第17条第1項の規定に基づき、平成31年度に採用する鳥取県警察官の採用試験の実施について、次のとおり公告する。

平成30年6月1日

鳥取県人事委員会委員長 上 田 博 久

1 試験の名称

平成30年度鳥取県警察官採用試験（警察官 A（2回目））

2 試験区分及び採用予定者数

試験区分	採用予定者数
警察官（男性）	2名程度
警察官（女性）	1名程度
警察官（自己推薦）	3名程度

（注）採用予定者数については、今後の欠員等の状況により変更する場合がある。また、試験の結果によっては第1次試験合格者及び採用候補者がいない場合がある。

3 対象となる職

警察署等に勤務する公安職給料表2級係員（巡査）の職

4 給与

この試験に合格し、採用された者には、原則として給料月額219,800円のほか諸手当が支給される。ただし、採用までに給与改定があった場合はそれによる。

5 受験資格

昭和60年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）を卒業したもの若しくは平成31年3月31日までに卒業する見込みのもの又は鳥取県人事委員会がこれらの者と同等の資格があると認めるもの。ただし、日本の国籍を有しない者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験することができない。

6 第1次試験

（1）試験種目

教養試験（多肢選択式）、適性検査、資格加点（英語、中国語、韓国語、柔道、剣道、財務又は情報処理において一定の資格等を有する者に加点。警察官（男性）又は警察官（女性）の受験者に限る。）及びアピール論文（警察官（自己推薦）の受験者に限る。）

（2）試験期日

平成30年9月16日（日）

（3）試験会場

鳥取大学共通教育棟 鳥取市湖山町南四丁目101

鳥取大学医学部講義・実習棟 米子市西町86

7 第2次試験

（1）試験種目

人物試験（個別面接）、論文試験（警察官（自己推薦）の受験者を除く。）、適性検査、身体検査及び体力検査

なお、身体検査の検査項目及び基準は、次のとおりとする。

検査項目	基 準
視 力	両眼とも、裸眼視力が0.6以上、又は矯正視力が1.0以上であること。
色 覚	職務執行に支障がないこと。

聴	力
一般内科系検査	
四肢の運動機能	

(2) 試験期日

平成30年11月8日(木)及び同月9日(金) (予定)

(3) 試験会場

鳥取県警察学校 鳥取市伏野46-5

鳥取県警察本部庁舎会議室 鳥取市東町一丁目271

鳥取県庁第二庁舎会議室 鳥取市東町一丁目271

8 第1次試験合格者及び採用候補者の決定方法

(1) 第1次試験合格者

第1次試験の教養試験(多肢選択式)と資格加点の得点を合計した得点(警察官(自己推薦)にあつては、教養試験(多肢選択式)の得点)の高い順に決定する。

なお、教養試験(多肢選択式)には一定の基準を設け、この基準を満たさない場合は不合格とする。

また、適性検査(警察官(自己推薦)にあつては、適性検査又はアピール論文)を受験しなかった場合も不合格とする。

(2) 採用候補者

第1次試験の教養試験(多肢選択式)及び資格加点の得点(警察官(自己推薦)にあつては、教養試験(多肢選択式)の得点)にかかわらず、第1次試験において実施する適性検査(警察官(自己推薦)にあつては、適性検査及びアピール論文)の結果と第2次試験の結果により決定する。

9 第1次試験合格者及び採用候補者の発表

(1) 第1次試験合格者

平成30年10月3日(水) (予定)にインターネット上の鳥取県のホームページ(とりネット)にその受験番号を掲載して発表するとともに、鳥取県庁本庁舎の1階屋内掲示板に掲示する。

なお、第1次試験合格者には書面で通知する。

(2) 採用候補者

平成30年12月13日(木) (予定)にインターネット上の鳥取県のホームページ(とりネット)にその受験番号を掲載して発表するとともに、警察本部庁舎の1階屋内掲示板に掲示する。

なお、採用候補者には書面で通知する。

10 採用の方法

(1) 採用候補者は、鳥取県警察本部長が作成する採用候補者名簿に成績順に登載される。鳥取県警察本部長は、欠員等の状況を考慮しながら、同名簿に登載された者の中から採用者を決定する。

(2) 採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定(採用候補者の発表)の日から原則として2年間とする。

なお、採用は、原則として平成31年4月1日の予定である。ただし、成績下位の者については、欠員等の状況により、平成31年4月2日以降の採用となる場合がある。

11 受験手続

(1) 受験申込書の配布

受験申込書は、インターネット上の鳥取県のホームページ(とりネット)に掲載するとともに、鳥取県人事委員会事務局、鳥取県庁本庁舎受付、東部庁舎1階、八頭庁舎別館1階、中部総合事務所地域振興局、西部総合事務所地域振興局、西部総合事務所日野振興センター日野振興局、東京本部、関西本部、名古屋代表部、警察本部県民ホール並びに各警察署、交番及び駐在所において配布する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、次のいずれかの方法により申込みをすること。

ア インターネット上の鳥取県のホームページ(とりネット)のとっとり電子申請サービス(<https://s-kantan.com/pref-tottori-u/>)を利用して申込みをする方法

イ 所定の受験申込書1部に必要事項を記入の上、鳥取県人事委員会事務局に持参、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出する方法

(3) 受付期間及び受付時間

ア インターネットによる申込みの場合

平成30年7月27日（金）午前9時から同年8月31日（金）午後5時まで

イ 持参、郵便又は信書便による申込みの場合

(ア) 受付期間

平成30年7月27日（金）から同年8月31日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

なお、郵便又は信書便による申込みは、平成30年8月31日（金）までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限り受け付ける。

(イ) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで

12 その他

- (1) 受験手続その他受験に関する問合せは、鳥取県人事委員会事務局（〒680-8570 鳥取市東町一丁目271 電話0857-26-7553 電子メールjinji@pref.tottori.lg.jp）に行うこと。ただし、第2次試験の実施及び採用候補者の発表に関する問合せは、鳥取県警察本部警務課（〒680-8520 鳥取市東町一丁目271 電話（代表）0857-23-0110）に行うこと。
- (2) 受験申込書の請求、受験に関する問合せ等を郵便又は信書便によって行う場合には、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封すること。
- (3) 第1次試験に関する手続は鳥取県人事委員会事務局が実施し、第2次試験以降の手続は鳥取県警察本部が実施する。
- (4) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されるので、参照すること。

職員の任用に関する規則（昭和27年鳥取県人事委員会規則第11号）第17条第1項の規定に基づき、平成31年度に採用する鳥取県警察官の採用試験の実施について、次のとおり公告する。

平成30年6月1日

鳥取県人事委員会委員長 上 田 博 久

1 試験の名称

平成30年度鳥取県警察官採用試験（警察官B）

2 試験区分及び採用予定者数

試験区分	採用予定者数
警察官（男性）	21名程度
警察官（女性）	4名程度

(注) 採用予定者数については、今後の欠員等の状況により変更する場合がある。また、試験の結果によっては第1次試験合格者及び採用候補者がいない場合がある。

3 対象となる職

警察署等に勤務する公安職給料表1級係員（巡査）の職

4 給与

この試験に合格し、採用された者には、原則として給料月額176,900円のほか諸手当が支給される。ただし、採用までに給与改定があった場合はそれによる。

5 受験資格

昭和60年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた者であって、次のいずれにも該当しないもの

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は平成31年3月31日までに卒業する見込みの者
- (2) 日本の国籍を有しない者
- (3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員となることができない者

6 第1次試験

(1) 試験種目

教養試験（多肢選択式）、適性検査及び資格加点（英語、中国語、韓国語、柔道、剣道、財務又は情報処理において一定の資格等を有する者に加点）

(2) 試験期日

平成30年9月16日（日）

(3) 試験会場

鳥取大学共通教育棟 鳥取市湖山町南四丁目101

鳥取大学医学部講義・実習棟 米子市西町86

7 第2次試験

(1) 試験種目

人物試験（個別面接）、作文試験、適性検査、身体検査及び体力検査

なお、身体検査の検査項目及び基準は、次のとおりとする。

検 査 項 目	基 準
視 力	両眼とも、裸眼視力が0.6以上、又は矯正視力が1.0以上であること。 職務執行に支障がないこと。
色 覚	
聴 力	
一般内科系検査	
四肢の運動機能	

(2) 試験期日

平成30年10月29日（月）から同月31日（水）まで（予定）

(3) 試験会場

鳥取県警察学校 鳥取市伏野46-5

鳥取県警察本部庁舎会議室 鳥取市東町一丁目271

鳥取県庁第二庁舎会議室 鳥取市東町一丁目271

8 第1次試験合格者及び採用候補者の決定方法

(1) 第1次試験合格者

第1次試験の教養試験（多肢選択式）の得点と資格加点の得点を合計した得点の高い順に決定する。

なお、教養試験（多肢選択式）には一定の基準を設け、この基準を満たさない場合は不合格とする。

また、適性検査を受験しなかった場合も不合格とする。

(2) 採用候補者

第1次試験の教養試験（多肢選択式）と資格加点の得点にかかわらず、第1次試験において実施する適性検査の結果と第2次試験の結果により決定する。

9 第1次試験合格者及び採用候補者の発表

(1) 第1次試験合格者

平成30年10月3日（水）（予定）にインターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）にその受験番号を掲載して発表するとともに、鳥取県庁本庁舎の1階屋内掲示板に掲示する。

なお、第1次試験合格者には書面で通知する。

(2) 採用候補者

平成30年11月22日（木）（予定）にインターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）にその受験番号を掲載して発表するとともに、警察本部庁舎の1階屋内掲示板に掲示する。

なお、採用候補者には書面で通知する。

10 採用の方法

- (1) 採用候補者は、鳥取県警察本部長が作成する採用候補者名簿に成績順に登載される。鳥取県警察本部長は、欠員等の状況を考慮しながら、同名簿に登載された者の中から採用者を決定する。
- (2) 採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定（採用候補者の発表）の日から原則として2年間とする。

なお、採用は、原則として平成31年4月1日の予定である。ただし、成績下位の者については、欠員等の状況により、平成31年4月2日以降の採用となる場合がある。

11 受験手続

(1) 受験申込書の配布

受験申込書は、インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）に掲載するとともに、鳥取県人事委員会事務局、鳥取県庁本庁舎受付、東部庁舎1階、八頭庁舎別館1階、中部総合事務所地域振興局、西部総合事務所地域振興局、西部総合事務所日野振興センター日野振興局、東京本部、関西本部、名古屋代表部、警察本部県民ホール並びに各警察署、交番及び駐在所において配布する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、次のいずれかの方法により申込みをすること。

ア インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）のとっとり電子申請サービス（<https://s-kantan.com/pref-tottori-u/>）を利用して申込みをする方法

イ 所定の受験申込書1部に必要事項を記入の上、鳥取県人事委員会事務局に持参、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出する方法

(3) 受付期間及び受付時間

ア インターネットによる申込みの場合

平成30年7月27日（金）午前9時から同年8月13日（月）午後5時まで

イ 持参、郵便又は信書便による申込みの場合

(ア) 受付期間

平成30年7月27日（金）から同年8月13日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

なお、郵便又は信書便による申込みは、平成30年8月13日（月）までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限り受け付ける。

(イ) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで

12 その他

- (1) 受験手続その他受験に関する問合せは、鳥取県人事委員会事務局（〒680-8570 鳥取市東町一丁目271 電話0857-26-7553 電子メール jinji@pref.tottori.lg.jp）に行うこと。ただし、第2次試験の実施及び採用候補者の発表に関する問合せは、鳥取県警察本部警務課（〒680-8520 鳥取市東町一丁目271 電話（代表）0857-23-0110）に行うこと。
- (2) 受験申込書の請求、受験に関する問合せ等を郵便又は信書便によって行う場合には、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封すること。
- (3) 第1次試験に関する手続は鳥取県人事委員会事務局が実施し、第2次試験以降の手続は鳥取県警察本部が実施する。
- (4) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されるので、参照すること。

職員の任用に関する規則（昭和27年鳥取県人事委員会規則第11号）第17条第1項の規定に基づき、平成31年度に採用する鳥取県職員の採用試験の実施について、次のとおり公告する。

平成30年6月1日

鳥取県人事委員会委員長 上 田 博 久

1 試験の名称

平成30年度鳥取県職員採用試験（高校卒業程度、短大卒業程度）

2 試験の種類及び採用予定者数

試験の種類	採用予定者数
一般事務	9名程度
土木	2名程度
警察行政	1名程度
公立学校栄養職員	1名程度
司書	1名程度

(注) 採用予定者数については、今後の欠員等の状況により変更する場合がある。また、試験の結果によっては第1次試験合格者及び採用候補者がいない場合がある。

3 対象となる職

(1) 一般事務、土木及び司書

知事の事務部局、教育委員会の事務部局等に勤務する行政職給料表1級相当程度の職員の職

(2) 警察行政

警察本部等に勤務する行政職給料表1級相当程度の職員の職

(3) 公立学校栄養職員

市町村立若しくは組合立の小学校若しくは中学校、県立の特別支援学校又は学校給食センター（学校給食法（昭和29年法律第160号）第6条に規定する共同調理場をいう。）に勤務する行政職給料表1級相当程度の職員の職

4 給与

この試験に合格し、採用された者には、原則として次の給料月額のほか諸手当が支給される。ただし、採用までに給与改定があった場合はそれによる。

(1) 一般事務、土木及び警察行政 152,000円

(2) 公立学校栄養職員及び司書 166,200円

5 受験資格

受験資格は、次のとおりとする。ただし、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員になることができない者は、受験することができない。

(1) 年齢要件等は、次のとおりであること。

ア 一般事務、土木及び警察行政

平成9年4月2日から平成13年4月1日までの間に生まれた者。ただし、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）を卒業した者若しくは平成31年3月31日までに卒業する見込みの者又は鳥取県人事委員会（以下「人事委員会」という。）がこれらと同等の資格があると認める者を除く。

イ 公立学校栄養職員

次のいずれにも該当する者

(ア) 昭和58年4月2日以降に生まれた者

(イ) 栄養士法（昭和22年法律第245号）第2条第1項に規定する栄養士の免許を有する者又は平成31年3月31日までに当該免許を取得する見込みの者

ウ 司書

次のいずれにも該当する者

(ア) 昭和58年4月2日以降に生まれた者

(イ) 図書館法（昭和25年法律第118号）第5条第1項に規定する司書の資格を有する者又は平成31年3月31日までに当該資格を取得する見込みの者

(2) 警察行政以外の職種の試験を受ける者であって日本国籍を有しないものにあつては、次のいずれかに該当する者又は平成31年3月31日までに該当する見込みの者であること。

ア 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第2の上欄に掲げる永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等又は定住者

イ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)による特別永住者

(注) 日本国籍を有しない職員は、公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職以外の職に任用される。

(3) 警察行政の試験を受ける者にあつては、日本国籍を有すること。

6 第1次試験

(1) 試験種目

ア 一般事務

教養試験(多肢選択式)、作文試験及び適性検査

(注) 作文試験の採点及び適性検査の判定は第1次試験合格者に対して実施し、作文試験の評価は第2次試験において行い、適性検査の検査結果は第2次試験の人物試験の参考として使用するものとする。

イ 警察行政

教養試験(多肢選択式)及び適性検査

(注) 適性検査の判定は第1次試験合格者に対して実施し、検査結果は第2次試験の人物試験の参考及び採用候補者の決定に使用するものとする。

ウ 土木、公立学校栄養職員及び司書

教養試験(多肢選択式)、専門試験(多肢選択式)、作文試験及び適性検査

(注) 作文試験の採点及び適性検査の判定は第1次試験合格者に対して実施し、作文試験の評価は第2次試験において行い、適性検査の検査結果は第2次試験の人物試験の参考として使用するものとする。

(2) 試験期日

平成30年9月23日(日)

(3) 試験会場

鳥取大学共通教育棟 鳥取市湖山町南四丁目101

鳥取大学医学部講義・実習棟 米子市西町86

7 第2次試験

(1) 試験の実施

警察行政以外の職種については人事委員会が実施し、警察行政については第2次試験以降の採用候補者発表の手續を含め、鳥取県警察本部が実施する。

(2) 試験種目

ア 一般事務、土木、公立学校栄養職員及び司書

人物試験(集団討論及び個別面接)

イ 警察行政

人物試験(個別面接)、作文試験及び身体検査

(3) 試験期日

ア 一般事務、土木、公立学校栄養職員及び司書

平成30年10月下旬(予定)

イ 警察行政

平成30年10月26日(金)(予定)

(4) 試験会場

ア 一般事務、土木、公立学校栄養職員及び司書

鳥取県庁第二庁舎会議室 鳥取市東町一丁目271

イ 警察行政

鳥取県警察本部庁舎会議室 鳥取市東町一丁目271

8 第1次試験合格者及び採用候補者の決定方法

(1) 第1次試験合格者

ア 一般事務及び警察行政

第1次試験の教養試験（多肢選択式）の得点の高い順に決定する。

なお、第1次試験の教養試験（多肢選択式）には、一定の基準を設け、この基準を満たさない場合は不合格とする。

また、一般事務にあつては作文試験又は適性検査を、警察行政にあつては適性検査を受験しなかった場合も不合格とする。

イ 土木、公立学校栄養職員及び司書

第1次試験の教養試験（多肢選択式）と専門試験（多肢選択式）の得点を合計した得点の高い順に決定する。

なお、第1次試験の教養試験（多肢選択式）と専門試験（多肢選択式）には、それぞれ一定の基準を設け、この基準を満たさない場合は、合計得点にかかわらず不合格とする。

また、作文試験又は適性検査を受験しなかった場合も不合格とする。

(2) 採用候補者

ア 一般事務

第1次試験の教養試験（多肢選択式）の得点にかかわらず、第1次試験において実施する作文試験と第2次試験において実施する人物試験（集団討論及び個別面接）の得点を合計した得点の高い順に決定する。

なお、作文試験と人物試験（集団討論及び個別面接）には、それぞれ一定の基準を設け、この基準を満たさない場合は、合計得点にかかわらず不合格とする。

イ 警察行政

第1次試験の教養試験（多肢選択式）の得点にかかわらず、第1次試験において実施する適性検査の結果と第2次試験の結果により決定する。

ウ 土木、公立学校栄養職員及び司書

第1次試験の教養試験（多肢選択式）と専門試験（多肢選択式）の得点にかかわらず、第1次試験において実施する作文試験と第2次試験において実施する人物試験（集団討論及び個別面接）の得点を合計した得点の高い順に決定する。

なお、作文試験と人物試験（集団討論及び個別面接）には、それぞれ一定の基準を設け、この基準を満たさない場合は、合計得点にかかわらず不合格とする。

9 第1次試験合格者及び採用候補者の発表

(1) 第1次試験合格者

平成30年10月3日（水）（予定）に、インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）にその受験番号を掲載して発表するとともに、鳥取県庁本庁舎の1階屋内掲示板に掲示する。

なお、第1次試験合格者には書面で通知する。

(2) 採用候補者

平成30年11月上旬（警察行政は11月22日（木））（予定）に、インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）にその受験番号を掲載して発表するとともに、鳥取県庁本庁舎（警察行政については警察本部庁舎）の1階屋内掲示板に掲示する。

なお、採用候補者には書面で通知する。

10 採用の方法

(1) 警察行政以外の職種に係る採用候補者は、人事委員会が作成する採用候補者名簿に成績順に登載される。

人事委員会は、任命権者からの提示請求に従って採用候補者を成績順に提示する。任命権者は、欠員等の状況を考慮しながら、提示された者のうちから採用に係る審査を行って採用者を決定する。

- (2) 警察行政に係る採用候補者は、鳥取県警察本部長が作成する採用候補者名簿に成績順に登載される。鳥取県警察本部長は、欠員等の状況を考慮しながら、同名簿に登載された者のうちから採用者を決定する。
- (3) 採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定（採用候補者の発表）の日から原則として1年間とする。

なお、採用は、原則として平成31年4月1日の予定であるが、欠員等の状況によってはそれ以前に採用することもある。

また、5の(1)のイの(イ)若しくはウの(イ)又は5の(2)に定める期日までにこれらに定める資格等を取ることができない場合は、この試験に合格しても採用されない。

11 受験手続

(1) 受験申込書の配布

受験申込書は、インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）に掲載するとともに、鳥取県人事委員会事務局、鳥取県庁本庁舎受付、東部庁舎1階、八頭庁舎別館1階、中部総合事務所地域振興局、西部総合事務所地域振興局、西部総合事務所日野振興センター日野振興局、東京本部、関西本部、名古屋代表部、警察本部県民ホール並びに各警察署、交番及び駐在所において配布する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、次のいずれかの方法により申込みをすること。

なお、申込みができる試験の種類は、1つに限る。

ア インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）のとっとり電子申請サービス（<https://s-kantan.com/pref-tottori-u/>）を利用して申込みをする方法

イ 所定の受験申込書1部に必要事項を記入の上、鳥取県人事委員会事務局に持参、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出する方法

(3) 受付期間及び受付時間

ア インターネットによる申込みの場合

平成30年7月27日（金）午前9時から同年8月13日（月）午後5時まで

イ 持参、郵便又は信書便による申込みの場合

(ア) 受付期間

平成30年7月27日（金）から同年8月13日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

なお、郵便又は信書便による申込みは、平成30年8月13日（月）までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限り受け付ける。

(イ) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで

12 その他

- (1) 受験手続その他受験に関する問合せは、鳥取県人事委員会事務局（〒680-8570 鳥取市東町一丁目271 電話0857-26-7553 電子メールjinji@pref.tottori.lg.jp）に行うこと。ただし、警察行政に係る第2次試験の実施及び採用候補者の発表に関する問合せは、鳥取県警察本部警務課（〒680-8520 鳥取市東町一丁目271 電話（代表）0857-23-0110）に行うこと。
- (2) 受験申込書の請求、受験に関する問合せ等を郵便又は信書便によって行う場合には、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封すること。
- (3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されるので、参照すること。

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

平成30年6月1日

鳥取県公安委員会委員長 松 本 典 子

1 講習に係る警備業務の区分等

(1) 講習に係る警備業務の区分

- ア 法第2条第1項第1号に規定する警備業務（以下「1号警備業務」という。）
- イ 法第2条第1項第2号に規定する警備業務（以下「2号警備業務」という。）
- ウ 法第2条第1項第3号に規定する警備業務（以下「3号警備業務」という。）
- エ 法第2条第1項第4号に規定する警備業務（以下「4号警備業務」という。）

(2) 講習の区分

- ア 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）
- イ 講習規則第6条に規定する講習（以下「追加取得講習」という。）

2 実施日時

警備業務の区分	講習の区分	実施期日	実施時間
1号警備業務	新規取得講習	平成30年9月3日（月）	午前8時50分から午後6時10分まで
		平成30年9月4日（火）、同月5日（水）、同月7日（金）及び同月10日（月）	午前8時30分から午後5時10分まで
		平成30年9月6日（木）	午前11時30分から午後5時10分まで
		平成30年9月11日（火）	午前8時30分から午後1時まで
	追加取得講習	平成30年9月6日（木）	午前11時から午後5時10分まで
		平成30年9月7日（金）及び同月10日（月）	午前8時30分から午後5時10分まで
平成30年9月11日（火）		午前8時30分から午後1時まで	
2号警備業務及び3号警備業務	新規取得講習	平成30年9月3日（月）	午前8時50分から午後6時10分まで
		平成30年9月4日（火）、同月5日（水）及び同月10日（月）	午前8時30分から午後5時10分まで
		平成30年9月7日（金）	午後1時20分から午後5時10分まで
		平成30年9月11日（火）	午前8時30分から午後1時まで
	追加取得講習	平成30年9月7日（金）	午後0時50分から午後5時10分まで
		平成30年9月10日（月）	午前8時30分から午後5時10分まで
平成30年9月11日（火）		午前8時30分から午後1時まで	
4号警備業務	新規取得講習	平成30年9月3日（月）	午前8時50分から午後6時10分まで
		平成30年9月4日（火）及び同月5日（水）	午前8時30分から午後5時10分まで
		平成30年9月6日（木）	午前11時30分から午後5時10分まで
		平成30年9月7日（金）	午前8時30分から午前11時20分まで
		平成30年9月11日（火）	午前8時30分から午後1時まで
	追加取得講習	平成30年9月6日（木）	午前11時から午後5時10分まで
		平成30年9月7日（金）	午前8時30分から午前11時20分まで
平成30年9月11日（火）		午前8時30分から午後1時まで	

3 実施場所

鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎

4 受講定員

- (1) 新規取得講習 各警備業務とも10名程度
- (2) 追加取得講習 各警備業務とも5名程度

5 講習事項

(1) 新規取得講習

- ア 警備業務実施の基本原則に関すること。
- イ 法その他警備業務の実施の適正を確保するため必要な法令に関すること。
- ウ 警備業務に係る基本的な知識及び技能に関すること。
- エ 警備業務の区分に応じた専門的な知識及び技能に関すること。
- オ その他警備員指導教育責任者として必要な指導及び教育に関すること。

(2) 追加取得講習 警備業務の区分に応じた専門的な知識及び技能に関すること。

6 受講対象者

受講対象者は、次に掲げる講習の区分に応じ、それぞれに定める者とする。

(1) 新規取得講習 次のいずれかに該当する者とする。

- ア 受講しようとする警備業務（以下「当該警備業務」という。）の区分に係る警備業務に従事した期間が、最近5年間に通算して3年以上である者
- イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの
- エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者
- オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習 当該警備業務以外の警備業務の区分に係る資格者証等の交付を受けている者であって(1)のアからオまでのいずれかに該当するもの

7 受講申込書の受付期間

平成30年7月9日（月）から同月13日（金）までの午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、定員になり次第締め切る。

8 受講申込書の提出先

鳥取県内の各警察署（持参以外の方法による受講申込書の提出は、認めない。）

9 受講申込書の提出部数等

受講申込書は1通とし、写真（受講申込前6月以内に撮影した無帽、正面、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの大きさのもの）をその所定欄に貼り付け、6の受講対象者に該当することを疎明する次に掲げる書類各1通を添付すること。

- (1) 6の(1)のアに該当する者にあつては、当該警備業務に従事したことを証明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書
- (2) 6の(1)のイに該当する者にあつては、1級検定に係る合格証明書の写し
- (3) 6の(1)のウに該当する者にあつては、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書
- (4) 6の(1)のエに該当する者にあつては、旧1級検定に係る合格証の写し
- (5) 6の(1)のオに該当する者にあつては、旧2級検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

(6) 6の(2)に該当する者にあつては、現に交付を受けている資格者証等の写し及び(1)から(5)までのいずれかの書面

10 受講手数料及び納付方法

受講手数料は、次の表の左欄及び中欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる金額に相当する鳥取県収入証紙を警備業関係手数料納付書の所定欄に貼り付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。

警備業務の区分	講習の区分	受講手数料
1号警備業務	新規取得講習	47,000円
	追加取得講習	23,000円
2号警備業務及び3号警備業務	新規取得講習	38,000円
	追加取得講習	14,000円
4号警備業務	新規取得講習	34,000円
	追加取得講習	10,000円

11 その他

- (1) 講習終了後に修了考査を行う。
- (2) 受講者は、印鑑及び筆記用具を持参すること。
- (3) この講習についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活環境課(電話0857-23-0110)にすること。